平成２９年（フ）第３４０号
埼玉県秩父市寺尾1452番地１、旧住所埼玉県秩父市大野原576番地８
破産者　村田　　武
１　破産債権の届出期間　平成29年10月31日まで
２　一般調査期日　平成30年１月15日午後３時
平成29年９月25日
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２８年（フ）第２７号
岐阜県各務原市蘇原新栄町１丁目61番地１
破産者　城　　有美
１　破産債権の届出期間　平成29年10月31日まで
２　一般調査期日　平成29年12月26日午前10時20分
平成29年９月27日　　岐阜地方裁判所

平成２９年（フ）第７９０号
大阪府八尾市福万寺町南４丁目49番地の６
破産者　樋口　智也
１　破産債権の届出期間　平成29年10月31日まで
２　一般調査期日　平成29年11月30日午後２時
平成29年９月26日
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第１２５７号
大阪市淀川区新北野１丁目14番７―402号
破産者　岩崎　正寛
１　破産債権の届出期間　平成29年10月31日まで
２　一般調査期日　平成29年12月４日午後２時
平成29年９月26日
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第４８６号
京都市左京区山端滝ケ鼻町２番地の27
破産者　**𠮷**岡潤一郎
１　破産債権の届出期間　平成29年11月20日まで
２　一般調査期日　平成30年１月10日午前10時
平成29年９月27日
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２８年（フ）第３４８０号
大阪府吹田市千里山西１丁目35番43号、旧本店所在地北海道上川郡清水町字旭山572番地
破産者　有限会社上旭肉牛牧場
１　破産債権の届出期間　平成29年11月30日まで
２　一般調査期日　平成30年１月18日午前10時
平成29年９月26日
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第３４８１号
大阪府吹田市千里山西１丁目35番43号、旧本店所在地北海道足寄郡足寄町白糸321番地
破産者　有限会社リッチ牧場
１　破産債権の届出期間　平成29年11月30日まで
２　一般調査期日　平成30年１月18日午前10時
平成29年９月26日
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第３４８２号
奈良県生駒市鹿ノ台南１丁目５番地12
破産者　**萬**野　修三
１　破産債権の届出期間　平成29年11月30日まで
２　一般調査期日　平成30年１月18日午前10時
平成29年９月26日
大阪地方裁判所第６民事部

特別清算開始

平成２９年（ヒ）第２０７７号
東京都渋谷区代々木２丁目５番１号
清算株式会社　株式会社ドンクバイオアンドファーマジャパン
代表清算人　宋　　國鉉
１　決定年月日　平成29年９月26日
２　主文　清算株式会社につき特別清算の開始を命ずる。
東京地方裁判所民事第８部

平成２９年（ヒ）第３０２０号
大阪市住之江区浜口西３丁目５番20号
清算株式会社　株式会社新生工業
代表清算人　杉本　俊二
１　決定年月日　平成29年９月26日
２　主文　清算株式会社につき特別清算の開始を命ずる。
大阪地方裁判所第６民事部

特別清算終結

平成２９年（ヒ）第２０６２号
東京都中央区日本橋久松町５番６号
清算株式会社　株式会社アスミル
１　決定年月日　平成29年９月25日
２　主文　本件特別清算手続を終結する。
東京地方裁判所民事第８部

平成２９年（ヒ）第３０１１号
大阪市北区南森町２丁目４番36号
清算株式会社　グラフィックリース株式会社
１　決定年月日　平成29年９月26日
２　主文　本件特別清算手続を終結する。
大阪地方裁判所第６民事部

特別清算協定認可

平成２９年（ヒ）第３号
福井市境寺町１号１番地
清算株式会社　株式会社ミタカコーポレーション
代表者代表清算人　平　　正博
１　決定年月日　平成29年９月25日
２　主文　次の協定を認可する。
協定
１　本協定の対象となる債権は、清算株式会社に対する債権のうち、一般の先取特権その他一般の優先権がある債権、特別清算の手続のために清算株式会社に対して生じた債権、及び特別清算の手続に関する清算株式会社に対する費用請求権を除いた債権（以下「協定債権」という。）であり、同債権を有するものを協定債権者という。
２　別紙協定債権者一覧記載の協定債権者は、清算株式会社に対する協定債権の全額（協定債権に対する利息、遅延損害金の一切を含む。）につき、その債務を免除する。
３　前項の債務免除の後、清算株式会社に新たな財産が発見されたときは、清算株式会社は、これを速やかに換価し、協定債権者高崎俊二及び協定債権者高崎豊を除く各協定債権者（以下「本件協定債権者」という。）に対し、換価代金から必要な費用を控除した残額を各協定債権額のうち別紙協定債権者一覧記載の元本額に応じて按分して弁済する（ただし、１円未満の端数については一律に切り捨てて弁済額を計算する。）。
この場合における弁済は、本件協定債権者の指定する金融機関口座に振り込む方法により実施する。ただし、振込手数料は清算株式会社の負担とする。
この場合においては、本件協定債権者が前項の規定により行った債務の免除は、新たにされた弁済の限度で効力を失うものとする。
福井地方裁判所民事部

（別紙）
協定債権者一覧

番号	債　権　者　名	元本額（円）
1	株式会社北陸銀行	447,556,609
2	越前信用金庫	109,929,242
3	福井県信用保証協会	179,192,728
4	髙﨑　俊二	40,948,327
5	髙﨑　　豊	19,264,374
	合　計	796,891,280

本件協定債権者（番号１～３）元本額合計　736,678,579

小規模個人再生による再生手続開始

平成２９年（再イ）第３４号
埼玉県八潮市大字浮塚1075番地９
再生債務者　和井田光司
１　決定年月日時　平成29年９月26日午後５時
２　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
３　再生債権の届出期間　平成29年10月17日まで
４　一般異議申述期間　平成29年10月31日から平成29年11月７日まで
さいたま地方裁判所越谷支部再生係

平成２９年（再イ）第２０８号
名古屋市緑区黒沢台２丁目2001番地　黒石松和荘202号
再生債務者　奥岡　孝典
１　決定年月日時　平成29年９月26日午後３時
２　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
３　再生債権の届出期間　平成29年10月17日まで
４　一般異議申述期間　平成29年10月24日から平成29年10月31日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２９年（再イ）第２０号
長崎県長崎市銭座町８番28号
再生債務者　定森　靖文
１　決定年月日時　平成29年９月27日午前10時
２　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
３　再生債権の届出期間　平成29年10月18日まで
４　一般異議申述期間　平成29年11月１日から平成29年11月15日まで
長崎地方裁判所民事部個人再生係